

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第9期計画期間 第2回会議）議事録

日時：令和6年9月25日（水）14:00～14:45

会場：健康福祉局第4会議室

<出席者>

【委員】

石附敬委員長、折腹実己子委員、神山順子委員、佐藤清巳委員、菅原富士子委員、土井勝幸委員、渡邊純一委員 以上7名、五十音順

【仙台市職員】

松田介護保険課長、大友介護事業支援課長、及川介護事業支援課居宅サービス指導係長、磯田介護事業支援課施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

2. 委員長及び委員長職務代理者の選出

土井勝幸委員から石附敬委員を委員長に推薦の意見 → 異議なし

石附敬委員長から渡邊純一委員を委員長職務代理者に指名 → 異議なし

会議の公開、非公開の確認 議事について非公開 → 異議なし

議事録署名委員については折腹実己子委員を指名 → 折腹実己子委員了承

3. 報告

(1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)

(2) 指定地域密着型サービスの事業の廃止について(資料2)

(3) 施設の整備状況について(資料3)(参考資料3-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：資料1の事前申出受付結果について。第9期介護保険事業計画期がスタートして間もないが、①小規模多機能型居宅介護、②看護小規模多機能型居宅介護、③認知症対応型通所介護は事前申出なし、④地域密着型通所介護だけ1件というスター

トとなった。事業計画期の初年度の募集に関しては、毎回このような状況でのスタートか。それとも、今回の事業計画期に限り手があがらない状況なのか。過去の状況と今後の見通しを教えてください。

大友課長：ご指摘のとおり、第9期計画期間が始まったばかりということもあるが、例年、申出が少ない状況からスタートする傾向がある。今回、①小規模多機能型居宅介護と②看護小規模多機能型居宅介護については、建設費補助なしでの募集はなかったところではあるが、建設費補助ありの募集を開始したところである。募集にあたって、今年度から、抵当権の設定要件を緩和して募集を開始した。今後、そういった応募が見込まれるものと認識している。現状このような状況ではあるが、今後、建設費補助ありの申出も含め、当該委員会において報告できればと考えている。

折腹委員：応募があるとよい。

大友課長：当方としても期待している。

土井委員：小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所は2箇所まで認められることが前提となっているが、仙台市は原則認めていない状況である。ニーズの有無の判断により変わってくると思うが、現在指定を受けている事業所の利用実態、稼働率等を確認していただき、仮に定員29名の事業所が十分稼働している状況が多く見られれば、その地域内にサテライト事業所を検討すべきと考える。

大友課長：登録定員や利用状況について、当方で調査し、その内容をふまえて今後検討していく。

土井委員：よろしくをお願いします。

石附委員長：資料2(1)の地域密着型通所介護事業所について。利用者不在とはどのような状況か。

及川係長：令和4年9月30日まで休止しており、利用者がいない期間があった事業所。それ以降は再開したが、営業期間内でも利用者数が1名ないし2名と、なかなか利用者の確保ができなかったと聞いている。

石附委員長：単純に利用者を確保できない状況であったということか。

及川係長：そのとおりである。

4. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について(資料4)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

石附委員長：資料4(1)に記載のある地域密着型通所介護事業所について。運営していた組

織は同じで、法人名が変わったのか。

大友課長：前法人の共同経営者が亡くなられたことに伴い、法人を運営する者が不在となったため、もう一人の共同経営者が運営する法人へ移行したという事情がある。

石附委員長：資料4 (1) に記載のあるもう一方の地域密着型通所介護事業所については、運営する法人が全く別の法人に変わったのか。

及川係長：全く別の法人に変わった。

石附委員長：わかりました。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について (資料5) (参考資料5-1)

事務局より説明。

石附委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について。先に送付された資料では改善内容確認中と記載されているが、本日の差し替え資料では状況が改善されたとされている。委員会資料の準備が間に合わなかったのは、改善報告の提出が提出期限より遅れたためか。また、各事業所に対する調査の実施年月日について、令和元年や令和3年に実施されている事業所があるなど、かなりタイムラグがある。コロナなどがあり、事業所に出向いての指導ができにくい環境であったと思うが、調査実施日と更新日の間隔が空きすぎていると思う。その間に、不適切な状態に陥る可能性もある。改善状況や期間の妥当性についてどのように考えているか。

及川係長：事業所からの改善報告が遅れたのかどうかということについては、特に事業所からの提出が遅れたわけではなく、期日内に提出されている。次の質問にも関連するが、令和2年から令和4年はコロナの影響があり、思うように運営指導ができなかった。本来行くべきところの日程が後ろ倒しになり、今、遅れを取り戻すように指導している現状がある。次の質問である、更新年月日と運営指導日が離れていることについては、運営指導は指定有効期間内である6年の間に実施することとされており、次の更新時期と近づける等のルールはない。指定有効期間内に一度、事業所に直接赴き、運営状況を確認し、必要に応じて、指導や助言を行うといったスケジュールとなっている。6年間あるため、結構な期間が空いていると感じられるが、指定有効期間内に、利用者や事業所の職員から相談や苦情があれば、内容に応じて運営状況等の確認を行うため、タイミングをみながら適切に対応している。

折腹委員：事業所の数がとても多い。計画的な運営指導の調整や体制の組み方はできている

のか。

及川係長：運営指導については、指定有効期間内に実施するように調整しており、運営状況が懸念される事業所へは、実施期間を短くして指導を行うよう心がけている。ただ、現状として事業所数が多い中で、令和2年はコロナで運営指導に行けず、令和3年及び4年は感染状況を見ながら回っていたため、少しスケジュールのしわ寄せはあるが、指定有効期間内には回るよう計画して運営指導を進めている。

折腹委員：運営指導では、国が定める基準に沿った運営をしているかの確認に加え、介護保険制度の改正に沿った運営状況の確認をしていると思うが、6年に1度という運営指導の頻度と、制度の改正の頻度がリンクしない懸念がある。集団指導等で年度初めに制度の変更点等について説明していると思うが、現場に届いている感覚はあるか。

及川係長：集団指導は例年6月頃に行っており、仙台市ではホームページに資料を掲載し、事業所の中で資料を見ながら周知していただき、事業所からは施設内で周知した結果等について報告をいただいている。報酬改定は3年に1回行われるが、報酬改定の年に関しては、基準の変更点と注意点をピックアップして集団指導の資料にまとめており、そのあたりを含めて事業所に伝えている。

折腹委員：よろしくをお願いします。

土井委員：参考資料5-1に記載のある小規模多機能型居宅介護事業所について。個別の研修計画が作成されておらず過誤調整となっている。過誤調整は減多にないと思うが、当該事業所の場合は、過去に同様の指導が入っていたのか、初めてこのような状況が確認されて過誤調整となったのか、どのような状況だったのか教えていただきたい。

及川係長：当該事業所については、繰り返しているものではなく、運営指導に入ったタイミングで加算の要件を満たしていなかったため、加算部分に関して過誤調整していただいた。

土井委員：初回の指導というよりは、基準を準拠していないことが問題だったということか。

及川係長：そのとおりである。

石附委員長：参考資料5-1に記載のある地域密着型通所介護事業所について、勤務表を作成していなかったということか。また、もう一方の地域密着型通所介護事業所については、常勤で配置しなければならない職員が不在だったということだが、このようなことが起こる理由を教えていただきたい。

及川係長：前者については、勤務表が作成されていなかった。全従業者がフルタイム勤務であったため勤務表を作成しなくてもよいと誤って認識していた。改めて基準を伝え、改善まで確認している。後者についても、原因は認識不足。配置されていた生活相談員は、併設で運営しているサービス付き高齢者向け住宅でも勤務し

ていたため、地域密着型通所介護事業所の勤務時間でみた時に常勤とはならなかった。今回、当該生活相談員は地域密着型通所介護事業所に常勤専従で勤務することとなり、常勤の要件を満たしたことを確認した。

石附委員長：前者については、実際には職員は適切に働いていたが、常に同じ職員が働いていたため勤務表が作成されていなかったということか。また、後者については、認識が誤っていたということで、人が足りなく厳しい状況でまわっているといた状況ではないということか。

及川係長：前者については人員基準を満たしていたが、必要な人員が配置されているかは勤務表等で確認するため、書類として残す必要があることを指導した。もう一方の地域密着型通所介護事業所についても、同じ建物の中にいるため、何かあれば対応できる体制ではあったが、あくまでも地域密着型通所介護事業所の中で常勤の職員を確保する必要があるため、体制を整理していただいた。

石附委員長：他に質問がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

5. その他

石附委員長：最後に事務局から連絡事項はあるか。

次回開催について、事務局より説明。

6. 閉会